

豊橋市地域集会所建設費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市地域集会所建設費補助金について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、地域住民の集会の用に供する施設（以下「集会施設」という。）の建設又は取得に要する経費を町自治会に対して補助することにより、地域住民の心のふれあい及び連帯意識の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設 新たに集会施設を建設する（既存の集会施設の全部を除去し、同用途のものを建設する場合を含む。）ことをいう。
- (2) 取得 既存の建築物を新たに集会施設として購入する（購入後集会施設に改造するまでを含む。）ことをいう。

(補助対象)

第4条 集会施設は、1町1か所とする。ただし、近隣の複数町自治会が各々総意のうえで1集会施設の建設または取得をする場合も対象とする。

(補助交付要件)

第5条 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の総意のもとに建設し又は取得する施設であること。
- (2) 地域住民のための集会の用に供する集会施設であること。
- (3) 集会施設の構造及び設備は、建築関係法令を遵守したうえで地域住民に利用しやすいように配慮していること。
- (4) 建設の場合にあっては集会施設の建設用地を確保していること。
- (5) 再補助を行わない年数及び用途変更できない年数は、特別の場合を除き、平成14年3月25日文科科学省告示第53号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号及び第5号並びに第14条第1項2号の規定に基づく補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期

間)の別表の建物の処分制限期間の『事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの』の年数と同じ年数とする。

(6) 集会施設の利用状況を市長に提出する年数は5年間とする。ただし、市長が提出を求める時は、この年数に限らず、速やかに提出させるものとする。

(7) 集会施設の敷地内には、掲示板を設置するものとする。

(8) 豊橋市コミュニティセンター助成事業補助金を受けている場合、同条同項第5号の年数を経過していること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、集会施設の建設又は取得に要する経費の3分の1以内とし、1 集会施設について4,500,000円を限度とする。ただし補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の建設又は取得に要する経費とするものは、別表のとおりとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする町自治会は、工事着手予定年度の前年度8月末日までに、市の指定する関係書類を添えて協議するものとする。

(概算払)

第8条 規則第13条ただし書きに定める概算払を受けようとする者は、補助金等概算払交付申請書(様式第7)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 収支決算見込書

(2) 完成写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日改正)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月24日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

建設に要する経費	本工事費（建物の基礎、躯体、屋根、造作及び仕上げ部分） 及び附帯工事費（電気、ガス、給排水、衛生、冷暖房設備）
取得に要する経費	(1) 購入費 (2) 取得した建物の改造費
敷地内の通路（屋外）の設置に要する経費（建設時または取得時に限る）	「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」第11条第1項に規定されている整備基準を遵守するためにかかる工事費

(様式第7)

補助金等概算払交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市地域集会所建設費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告(申請)します。

指令年月日		指令番号	豊橋市指令協働第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	豊橋市地域集会所建設費補助金
補助事業等の名称	豊橋市地域集会所建設費補助事業		
補助事業等の施行場所			
着手年月日	年 月 日	しゅん工年月日	年 月 日
補助金等の交付決定通知額	金 円		
補助金等の既交付額	金 円		
補助事業等の経費精算額	補助対象経費 円 総事業費		
添付書類	1. 収支決算見込書 2. 完成写真(工事施工等にかかる場合) 3. その他		